松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 提案理由

被保険者一人当たりの医療費の増加による、国民健康保険事業費納付金の増額に伴い、保険料率を改定するほか、所要の改正を行うため。

2 改正内容

①国民健康保険料率の改定

●改定内容

		令和5年度 本市保険料率 (A)	令和6年度 本市保険料率 (B)	本市保険料率 引き上げ分 (B-A)	令和6年度 標準保険料率 (市町村 算定方式)	令和6年度 標準保険料率 (都道府県 算定方式)
医療分	所得割率	7.52%	7.62%	0.10%	8.87%	7.15%
	均等割額	19,500円	21,000円	1,500円	19,153円	43,118円
	平等割額	18,000円	18,000円	_	18,445円	0円
後期分	所得割率	2. 24%	2.62%	0.38%	3.69%	2.96%
	均等割額	8,000円	12,000円	4,000円	11, 178円	17,411円
介護分	所得割率	1.61%	1.81%	0.20%	2.51%	2.45%
	均等割額	12,900円	15,000円	2,100円	16,585円	17,756円

※標準保険料率について

市町村算定方式:各市町村が実際に採用している算定方式に基づく 都道府県算定方式:県内統一の算定方式に基づく

※低所得世帯は世帯の所得金額に応じて均等割額・平等割額に7割・5割・2割の軽減措置が適用される

●改定による影響額

	影響額
医療分	139, 589, 658円
後期分	431,092,347円
介護分	88,050,627円
計(A)	658, 732, 632円
令和6年度被保険者数見込み(B)	87,815人
1人当たり影響額(A÷B)	7,501円

②その他所要の改正

3 施行期日

令和6年4月1日(①については令和6年度保険料から適用)